

仕 様 書			
件 名	古紙売払	作成年月日	令和 7年 3月 26日
		所 属	福岡駐屯地業務隊 管理科
		作 成 者	防衛技官 樋口 正和
<p>1 総 則</p> <p>(1) 本仕様書は、陸上自衛隊福岡駐屯地における古紙の売払いについて適用する。</p> <p>(2) 場所：福岡県春日市大和町5-12 陸上自衛隊福岡駐屯地</p> <p>2 古紙の種類 新聞紙、チラシ、雑誌、段ボール、シュレッダー屑</p> <p>3 作業に関する事項</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>ア 収集運搬作業中、他の施設には損害を与えないよう十分注意して作業を実施すること。万一損害を与えた場合は、請負業者の責任において速やかに現状復旧するものとする。</p> <p>イ 作業中安全には十分注意を払い、安全管理を徹底する。</p> <p>ウ 本仕様書に疑義が生じた場合は、監督官と協議の上、実施するものとする。</p> <p>エ 駐屯地入門手続及び作業規律については、監督官の指示に従うものとする。</p> <p>(2) 特記事項</p> <p>ア 収集運搬期間：令和7年5月1日から令和8年3月31日</p> <p>イ 収集運搬回数：週1回(毎週水曜日)0900から1000を基準とするが、官側が収集運搬を要求した場合は、速やかに実施する。</p> <p>ウ 法の遵守 古紙の再利用において、古紙に付属する不純物等が発生した場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める事項を遵守し、請負業者の責任において処理するものとする。</p> <p>エ 古紙の計量・確認 請負業者は収集日に古紙の計量を種類別を実施し、収集終了後、「資源回収確認書」により数量確認を監督官が実施するものとする。また、月毎の「役務完了・確認書」を作成し、各月の最終回収完了日から2日以内（土、日、祝日は含まず。）に監督官に1部提出するものとする。</p> <p>オ 計量の単位 計量の単位は10キログラムとする。</p> <p>カ 許可証等 請負業者は、事前に廃棄物再生事業者登録証(写)及び古紙の再生利用状況の資料等を官側に提出する。</p>			